

学校法人興誠学園 女性活躍推進法の一般事業主行動計画について

(令和4年4月1日公表)

女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するために平成28年4月1日に施行された女性の活躍推進に関する責務を定めた女性活躍推進法に基づき「一般事業主行動計画」を作成する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2 本学園の課題

(1) 教育職員及び事務職員の管理職に占める女性比率が低い。

3 目標と取組内容・実施時期

目標1 男女とも両立支援制度を利用しやすい環境を整備する。

令和4年4月～

- ・利用可能な両立支援制度の周知を積極的に行う。
- ・両立支援制度の取得状況を確認し、問題点を検討する。

目標2 時間外労働の全体的な削減と各部門における業務削減について見直しを行う。

令和4年4月～

- ・法人から各部門へ、時間外労働削減の取組推進について通知する。
- ・各部門の現状分析を行い、分析を踏まえた対策を実施する。
- ・取組対策の効果を確認し、改善を図る。

目標3 管理職に占める女性比率を30%以上とする。

令和4年4月～

- ・対象者となる男女職員の、キャリアアップを目指すことのできる職場環境、各種支援制度等の調査を行うとともに、その周知を図る。
- ・対象者となる男女職員のキャリア形成に対する意識を醸成するため、行政等が開催する研修等の参加を促す。